

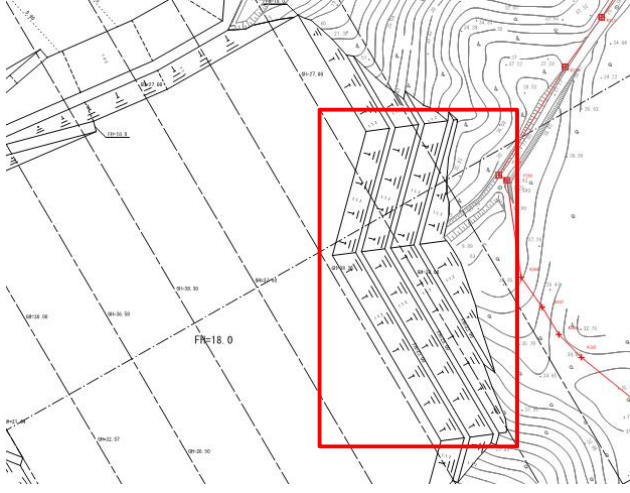
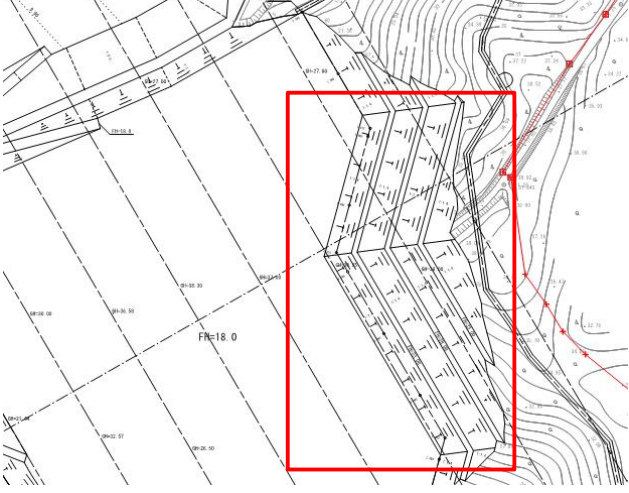
成田市余熱利用施設整備運営事業
入札説明書等の修正について
【新旧対照表】

令和7年7月
成田市

成田市余熱利用施設整備運営事業
入札説明書 新旧対照表

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	26	7	1	2						2. 整備対象施設	導入施設:外構 諸室構成:一般車駐車場(220～230台程度 ※多目的広場(臨時駐車場として合算時)、大型バス駐車場(2台以上)、職員用駐車場	導入施設:外構 諸室構成:一般車駐車場(200台以上 ※多目的広場(臨時駐車場として合算時)、大型バス駐車場(2台以上)、職員用駐車場

成田市余熱利用施設整備運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	本編	添付資料	参考資料	閲覧資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	○				5	1	(3)	ア				表 1-1 整備対象施設	導入施設:外構 諸室構成:一般車駐車場(220~230台程度 ※多目的広場(臨時駐車場として合算時)、大型バス駐車場(2台以上)、職員用駐車場	導入施設:外構 諸室構成:一般車駐車場(200台以上 ※多目的広場(臨時駐車場として合算時)、大型バス駐車場(2台以上)、職員用駐車場
2	○				51	2	(3)	キ	(キ)	a	(a)	a 駐車場(一般車)	(a) 駐車場(臨時駐車場を除く)は、1台あたりW2.7m×D5.0m程度の多少のゆとりあるスペースを、車路は幅員6.0m以上を想定すること。	(a) 駐車場(臨時駐車場を除く)は、1台あたりW2.5~2.7m×D5.0m程度の多少のゆとりあるスペースを、車路は幅員6.0m以上を想定すること。
3		5										基盤整備概略図		(法面の法尻を西側に延長した。) 
4				3								造成工事概略設計図	—	(下記図面において、要求水準書新旧対照表No.3の修正点を反映した。) 【造成工事概略設計図】 02 造成計画平面図 03 造成計画断面図(1-4) 04 造成計画断面図(2-4) 05 造成計画断面図(3-4) 06 造成計画断面図(4-4) 07 造成計画縦断面図 08 排水施設計画平面図 09 流末排水経路図 12 放流路計画平面図 14 法面平面図 15 法面断面図(1-6) 16 法面断面図(2-6) 17 法面断面図(3-6) 18 法面断面図(4-6) 19 法面断面図(5-6) 20 法面断面図(6-6)

成田市余熱利用施設整備運営事業
様式集及び作成要領 新旧対照表

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後
1	資金調達計画書	J-1					2. 割賦金利(提案金利)について (1) 割賦金利について	※ 契約に際しての基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前の財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。	※ 契約に際しての基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA 参照)・リフィニティブのコード"JPTSTOA=RFTB"に揭示されている TONA ベース 10年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。

成田市余熱利用施設整備運営事業
事業契約書(案)、事業契約約款(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1			4	53							① 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド:●、●%)による割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前の財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。	割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド:●、●%)による割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA 参照)・リフィニティブのコード”JPTSTOA=RFTB”に揭示されている TONA ベース 10年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。
2			5	64				1			1 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方	・金利変動による割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は本施設の引渡日の10年後の2営業日前の財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。	・金利変動による割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は本施設の引渡日の10年後の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA 参照)・リフィニティブのコード”JPTSTOA=RFTB”に揭示されている TONA ベース 10年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。